

双葉町

森林整備計画

福島県

双葉町

磐城森林計画区

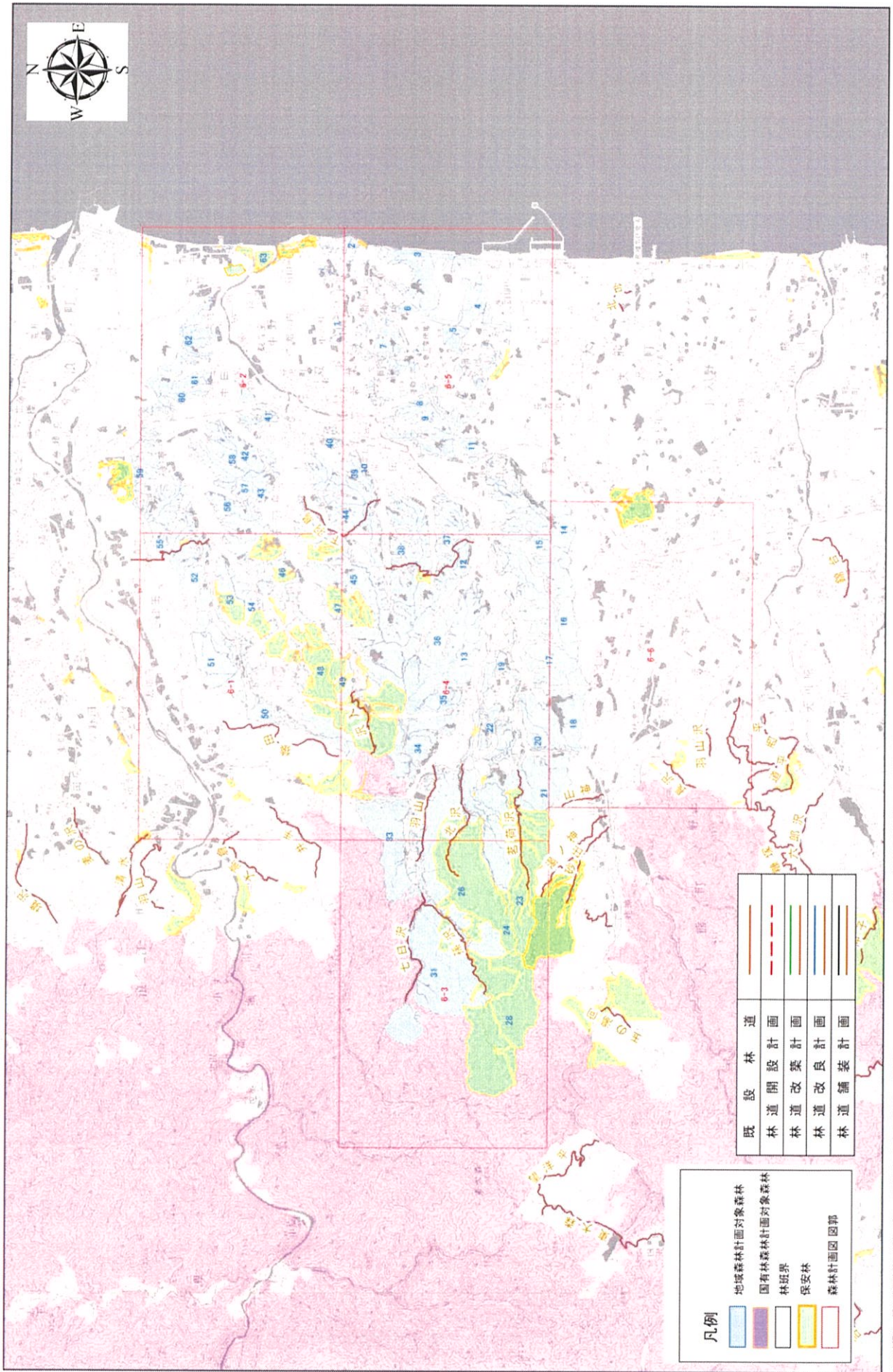
双葉町森林整備計画  
(令和5年度変更)

計画期間 自 令和5年 4月 1日  
至 令和15年 3月 31日

福 島 県

双 葉 町

# 双葉町森林整備計画概要図（基幹路網）



## 凡例

- 地域森林計画対象森林
- 国有森林計画対象森林
- 林道界
- 保安林
- 森林計画図図郭

既設林道	
林道開設計画	
林道改良計画	
林道改良計画	
林道舗装計画	

この地図は、国土利用計画法の承認を受けて、国土地理院の数字地籍図50000（地図画像）を基に作成されたものである。（測量番号：平20第1号）

注

森林計画図は林業行政の推進に供するための資料として作成する権利について証明するものではありません。また、この図面を複製する場合は事前に申請・承認が必要となります。

1:50,000

## 目 次

I	伐採, 造林, 保育その他森林の整備に関する基本的な事項	3
1	森林整備の現状と課題	3
2	森林整備の基本方針	3
3	森林施業の合理化に関する基本方針	5
II	森林の整備に関する事項	5
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
1	樹種別の立木の標準伐期齢	5
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	5
3	その他必要な事項	
第2	造林に関する事項	7
1	人工造林に関する事項	7
2	天然更新に関する事項	8
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	10
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準	10
5	その他必要な事項	10
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他 間伐及び保育の基準	12
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	12
2	保育の種類別の標準的な方法	13
3	その他必要な事項	14
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	14
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	14
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域における森林施業の方法	14
3	その他必要な事項	
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	14
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための の方策	
3	森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	
5	その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	14
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4	その他必要な事項	

第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 .....	14
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
3	作業路網の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
第8	その他必要な事項.....	14
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
III	森林の保護に関する事項.....	14
第1	鳥獣害の防止に関する事項.....	14
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
2	その他必要な事項	
第2	森林病虫害等の駆除及び予防, 火災の予防その他の森林の保護に関する事項.....	14
1	森林病虫害の駆除及び予防の方法.....	14
2	鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く).....	14
3	林野火災の予防の方法.....	15
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項.....	15
5	その他必要な事項.....	15
IV	森林の保健機能の増進に関する事項.....	15
1	保健機能森林の区域	
2	保健機能森林の区域内の森林における造林, 保育, 伐採その他の施業の方法に関する事項	
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	
4	その他必要な事項	
V	その他の森林の整備のために必要な事項.....	15
1	森林経営計画の作成に関する事項.....	15
2	生活環境の整備に関する事項	
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	
4	森林の総合利用の推進に関する事項	
5	住民参加による森林の整備に関する事項	
6	森林経営管理制度に基づく事業に関する事項	
7	その他必要な事項	

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本町は、福島県浜通り地方のほぼ中央に位置し、阿武隈山系を水源とする前田川が太平洋へと注ぎ、海洋性の比較的温暖な気候と多様な自然条件に恵まれた町である。本町の森林面積は、2,872haとなっており、町の総面積5,142haの55.9%を占めている。民有林面積は2,540haで、うち人工林面積は1,070haあり人工林率が42.1%と県平均(36.7%)に比べて高い水準となっている。

本町の森林は、元々小規模所有者が多いことに加え、近年の産業構造の変化、木材価格の低迷により、森林に対する住民の意識・価値観が木材生産機能よりも、水源かん養機能や土砂流出防止機能等、生活環境保全機能を重視する方向に変化しつつある。

本町では、農業用水等の水源地となっている森林が多いため、浸透・保水能力の高い森林土壌の維持増進に努めるために、伐期の長期化や択伐による施業等を推進するとともに、育成途上にある森林では、除伐、間伐等を計画的に実施し、健全な森林の育成に努めることとする。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波(以下、「東日本大震災」という。)により海岸線の森林が壊滅的な被害を受け、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域(帰還困難区域をいう。以下同じ。)の指定により、本町への立ち入りが制限されているところである。

(放射性物質関係)

また、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う森林への放射性物質の影響によって、森林整備の停滞、特用林産物の出荷制限、風評被害など、森林・林業・木材産業は大きな被害を受けている。

### 2 森林整備の基本方針

将来において、営林活動が行われる場合に、「水源<sup>かん</sup>涵養」、「山地災害防止／土壌保全」、「快適環境形成」、「保健文化」、「木材生産」の多面的機能の発揮のため、それぞれの機能に応じた多様な森林の整備・保全を図る。その際、森林経営の受託や作業路網の整備を推進する。

なお、現時点では一般的な森林内作業は困難な状況であるが、公益目的の伐採等は認められていることから、以下に目指すべき森林資源の姿や森林整備の基本的な考え方等について、Ⅱの第1～第3に伐採・造林・間伐に関する事項を示す。

#### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

##### ア 水源涵養機能維持増進森林

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

##### イ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

##### ウ 快適環境形成機能維持増進森林

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

##### エ 保健・レクリエーション・文化・生物多様性保全機能維持増進森林

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林

オ 木材等生産機能維持増進森林

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

ア 水源涵養機能維持増進森林

(ア) 洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点、また放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。

(イ) 立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

(ウ) ダム等の利水施設上流部等において、水源涵(かん)養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(エ) 放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策や取水口・ため池等への流入低減対策を推進する。

イ 山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林

(ア) 災害に強い県土を形成する観点、また放射性物質の除去・低減及び拡散抑制を図る観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。

(イ) 立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。

(ウ) 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。

(エ) 放射性物質の拡散抑制のため、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて土砂流出抑制対策を推進する。

ウ 快適環境形成機能維持増進森林

(ア) 地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。

(イ) 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、重要な役割を果たしている保安林の保全を推進する。

(ウ) 生活圏への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

エ 保健・レクリエーション・文化（生物多様性保全含む）機能維持増進森林

(ア) 町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。

(イ) 保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(ウ) 風致の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。

(エ) 入林者等への影響を踏まえ、技術開発や知見の集積を図りながら、必要に応じて保育・間伐等による放射性物質の除去・低減対策を推進する。

(オ) 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。また、野生生物の生育・生息環境にも配慮した適切な保全を推進する。

オ 木材等生産機能維持増進森林

(ア) 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育されるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

(イ) 放射性物質の汚染状況に応じ、技術開発や知見の集積を図りながら、伐採による放射性物質の除去・低減対策を推進するとともに、安全で効率的な作業のための路網の整備や高性能林業機械の導入を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要な樹種ごとに、平均成長量が最大となる年齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して次のとおり定めるものとする。

(単位 林齢 : 年)

地域	樹種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	広葉樹 (用材)	広葉樹 (その他)
本町全域	45	50	40	55	15	65	20

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採（主伐）の標準的な方法については、森林の有する多面的な機能の維持増進に配慮しつつ、森林資源の持続的利用と森林の質的充実を図ることを旨とし、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案して、以下に基づき皆伐、択伐の別に定めるものとする。

- ・皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規

模に応じて少なくとも概ね20ha毎に保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

- ・ 択伐：択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体では概ね均等な割合で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）の伐採とする。  
択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採に当たっては、以下のア～カに留意する。

- ア 1箇所当たりの伐採面積については、保安林等法令により立木の伐採に制限のある森林については、その制限の範囲内とし、制限の目的を妨げない伐採・搬出方法によるものとする。また、制限林以外の森林については、林地の保全及び公益的機能の確保に配慮して1箇所当たりの伐採面積を20ha以下とし、努めて小規模に抑えるとともに伐採箇所についても分散を図るものとする。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の有する多面的機能の発揮を確保する観点から、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採したり、帯状又は群状に伐採することにより複層林を造成したりするなど、伐採を空間的、時間的に分散させるものとする。  
また、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理するものとする。特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、人工林・天然林を問わず保護樹帯を設置する。
- カ 上記イ～オに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえる。  
また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。



## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林は、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林のほか、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や、公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林において行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
針葉樹	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ等	
広葉樹	クヌギ、コナラ、クリ、ケヤキ、サクラ等	

(注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、双葉町農業振興課又は林業普及指導員に相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
スギ	1,500~3,000	樹種・植栽本数の決定に際しては、造林地の自然的条件、過去の施業体系、施業技術の動向等を勘案の上、定めるものとします。
ヒノキ	1,500~3,000	
アカマツ	5,000	
クロマツ	10,000	
広葉樹	1,500~6,000	

(注1) 複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽するものとする。

(注2) 上記の標準的な植栽本数によらない場合は、双葉町農業振興課又は林業普及指導員と相談の上、適切な植栽本数を判断するものとする。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植付け予定地の雑草木、ササ類等、植付けに障害となる地被植物を地際より伐倒・刈り払いにより全面にわたり取り除き、刈払ったものは伐採木の梢端部や枝条とともに山腹の適切な所に集積し、棚積等を実施する。</li> <li>○植付け予定地の地被植物や枝条量が少ない場合は、刈払った雑草木や伐採木の梢端部や枝条を林地全面に散布し、林地の保全に配慮する。</li> <li>○傾斜角30度以上の傾斜地又は積雪不安定地においては、伐倒した立木や枝条等を横筋棚積みにし、その棚を支えるため、ある程度の高さで伐った広葉樹等を2mおき位に立てる。</li> </ul>
植付けの方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○植付け地点を中心に周囲60～70cm程度の落葉、雑草、その他地被物を取除き、30～40cm四方、深さ25～30cm程度の植え穴を掘って植付ける普通穴植え法により行う。</li> <li>○凍結や乾燥の恐れがある所では、深植えを行い、病害による被害を受けやすい地域は抵抗性品種を積極的に導入する。</li> </ul>
植栽の時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○春植えを行う場合は、無風、曇天、降雨直前等の適期に行うものとし、スギは春の乾燥期を避け、梅雨入りの前までに、ヒノキは春の早い時期までに、アカマツ、カラマツは春の樹木の芽吹き前までに、広葉樹は秋から翌年の春の早い時期までに行う。</li> <li>○秋植えを行う場合は、根の成長鈍化後に行う。</li> </ul>

また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成を図るとともに、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林を含む人工造林地で、皆伐については、当該伐採が完了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新するものとする。ただし、択伐については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うこととする。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種		備 考
針葉樹	アカマツ、モミ等	その他、将来その林分において高木となり得る樹種
広葉樹	クヌギ、コナラ等	
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ、コナラ等	

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新を行う際には、対象樹種における期待成立本数に10分の3を乗じた本数（立木度3）以上の本数（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）を更新するものとする。

天然更新の対象樹種における5年生時の期待成立本数は下表のとおり。

樹 種	期待成立本数
クヌギ、コナラ等	10,000本

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	○ササや粗腐植の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所について、かき起こしや枝条整理等の作業を行い、種子の定着と発生稚樹の保護を図る。
刈出し	○ササ等の下層植生により、天然稚樹の生育が阻害されている箇所について、稚樹の周囲の刈出しを行い、天然稚樹の生育の保護を図る。
植込み	○天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然下種更新及びぼう芽更新の不十分な箇所について、経営目標に適した樹種を選定し、植込みを行う。
芽かき	○ぼう芽更新を行った林分について、ぼう芽に優劣の差が生じた時期に優勢なものを1株に1～3本残し、それ以外はかき取るものとする。芽かきを1回行う場合は伐採後3年目頃、2回行う場合は伐採後1～2年目頃と5～6年目頃に行う。

<立木度>

幼齢林（概ね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率をもって表す。

$$\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}}$$

ウ その他天然更新の方法

天然更新による場合、(3)に定める「伐採跡地の天然更新をすべき期間」内に天然更新の対象樹種が立木度3（ただし、周辺の植生の草丈を超える樹高以上のものに限る）以上成立している状態をもって更新完了を判断するものとする。

なお、更新すべき立木の本数を満たす天然更新が困難であると判断される場合は、天然更新補助作業又は人工造林を行って適切な更新を確保するものとする。

また、天然更新の完了確認の詳細については、「福島県における天然更新完了基準書」（平成24年8月16日付け24森第905号）によるものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とは、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）において示されている設定例を基本とし、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
人工造林地	森林の下層植生、周辺森林の母樹の保存状況・伐採面積等の条件により、天然更新が期待できる森林については、天然更新を認めるものとする。ただし、その場合、2の(2)のウに基づき更新完了の判断を行い、更新が完了していない場合は植栽等を求めるものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による

イ 天然更新の場合

2の(1)による

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で生育し得る最大の立木の本数は、1ha当たり概ね10,000本とする。

また、更新すべき本数は、1ha当たり概ね3,000本以上とする。

5 その他必要な事項

ア 優良種苗の安定供給

東日本大震災で被災した海岸林復旧のためのマツノザイセンチュウ抵抗性マツ苗や、今後増大する主伐後の再造林に対し成長に係る特性が特に優れている特定母樹から生産した特定苗木の供給を推進する。

イ スギ花粉の抑制対策

都市部を中心に社会的問題となっている花粉症に対処するため、少花粉品種や特定苗木等の花粉症対策に資するスギ苗木の使用を推進するとともに、針広混交林への誘導に努めることとする。

ウ 低コスト造林の推進

伐採後の確実な更新を確保するため、コンテナ苗の生産・利用等、低コスト造林を推進する。

エ 森林の再生

放射性物質拡散防止のため、伐採後は速やかに植栽やぼう芽更新等の天然更新により森林の再生を図るものとする。また、きのこ原木林再生のため、放射性物質の汚染状況に応じた対策や知見の集積等も踏まえ、ぼう芽更新による広葉樹林の計画的な再生を推進する。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)					標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	5回	
スギ	3,000	19	25	32	40	—	<p>選木は、林分構成の適正化を図るよう、形質不良木に偏ることなく行うこと。</p> <p>間伐率は、地域の実情及び林分収穫予想表を考慮して決定すること。なお、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し間伐を行うこと。</p> <p>*間伐の時期は、左記の林齢を標準とし、地況、林況等を考慮し決定すること</p> <p>平均的な間伐の実施時期の間隔の年数は、標準伐期齢未満の森林は概ね10年、標準伐期齢以上の森林は概ね15年とする。</p>
ヒノキ	3,000	19	25	32	40	—	
アカマツ	5,000	17	21	26	32	39	<p>列状間伐は、林地の保全及び林分の健全な育成を確保できる場合であって、風雪害等気象害の恐れのない林分において実施すること。</p> <p>長伐期施業で高齢林分の間伐を実施する場合は、立木の成長力に留意するとともに、生産目標や林分密度、気象災害等を検討のうえ、行うこと。</p> <p>施業の省力化・効率化の観点から、列状間伐の導入に努める。</p>

間伐とは、林冠が隣り合わせた樹木の葉が互いに接して葉の層が林地を覆ったようになり、うっ閉（樹冠疎密度が10分の8以上になること）し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採することをいい、材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で行う。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																				標準的な方法
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
下刈	スギ	○	◎	○	○	○	△	△														雑草木が造林木の成長に支障を及ぼしている林分を対象に、局所的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて、作業の省力化・効率化に留意しつつ適切な時期及び作業方法により行うものとする。また、下刈りの終期は、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。
	ヒノキ	○	◎	○	○	○	△	△														
	アカマツ	○	○	○	○	○	△	△														
つる切り	スギ												○			○						下刈りの終了後、林分が閉鎖するまでの間で、つる類の繁茂状況に応じて行う。
	ヒノキ												○			○						
	アカマツ													○								
除伐	スギ									△			○			○						下刈りの終了後、間伐を行うまでの間に行い、目的外樹種であってもその生育状況、公益的機能の発揮及び将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成する。
	ヒノキ									△			○			○						
	アカマツ										△			○			△					
枝打ち	スギ										△			○			○				○	経営の目的、樹種の特性、地位及び地利等を考慮して行う。
	ヒノキ										△			○			○				○	

(注1) ◎印は必要に応じて年2回実施するもの。(○は年1回実施)

△印は必要に応じて実施するもの。

(注2) 本表は、地位(中)における20年生までの一般的な保育基準であり、当該林地の地位、地利条件、林家の経営条件等により実施林齢、回数は異なるので、地域の実情に応じて適用することとする。

### 3 その他必要な事項

森林所有者が自主的に長伐期施業を行う場合は、林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止し、下層植生を適正に維持するため、適切に間伐を実施するものとする。この場合、立木の伐りすぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積を維持できるよう成長量相当分を間伐するものとする。

また、花粉症対策に資するため、スギ、ヒノキの人工造林地の間伐にあたっては、雄花着花量の多い林木について優先的に実施することとする。

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

#### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業方法

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、水源涵養機能の維持増進、土地に関する災害の防止等の観点から、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とする。

#### 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業方法

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

### 第8 その他必要な事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

#### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法等

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であるが、地域において重要な森林を中心として、予防と駆除を組み合わせた総合的な防除対策を推進し、被害の早期把握と拡大防止、並びに健全な森林の育成に努めるものとする。

保全すべき森林については別表のとおり。

#### 2 鳥獣害対策の方法

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、鳥獣保護管理施策等との連携を図りつつ効果的な防除対策を講じていくとともに、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林や育成複層林の整備等の健全な森林整備を推進するものと



する。

3 林野火災の予防の方法

現時点で一般的な森林内作業及び具体的な区域の設定は困難であるが、地域関係者や消防関係機関との連携を図りながら、山火事予防運動等の普及啓発活動を推進し、林野火災の未然の防止に努めていくものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合には、「双葉町火入れに関する条例」を遵守するとともに、関係法規に違反しないように注意する。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

病虫害等の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松以外への樹種転換等を促進する森林)

地 区	森林の区域・区分		備考
	被害拡大防止森林	地区被害拡大防止森林	
双葉町	50 (111, 112, 116-118, 120-123, 151-154, 157-181 小班に限る) 62		

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、町長が個別に判断し伐採に関する指導等を行うことがある。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

現時点で一般的な森林内作業が困難な状況であり、該当なし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

森林法施行規則第33条1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 63	183.76

【別表】 保全すべき森林の区域

(松くい虫被害対策に係る県計画及び地区実施計画で指定した松を主体として保全する森林)

地区	森林の区域・区分		備考
	高度公益機能森林	地区保全森林	
双葉町	23 (45-47, 49, 51, 54, 56, 58, 60, 63, 67, 69, 72, 73, 75, 79, 81, 83, 85-87, 89, 90, 95-97, 99, 101, 104, 107, 111, 112, 114, 115, 119, 120, 125, 126, 131, 133, 139, 142, 145, 148, 150, 152, 154, 156, 158- 160, 162, 165, 167, 170, 173, 174, 179, 181, 182) 28 (128, 129, 132, 134) 48 (1, 5, 34, 37, 42, 62, 72, 75-77, 79-81, 84-93, 95, 96, 105-110, 112-114) 49 (22, 24, 26, 46, 49, 53, 58-61, 63, 65-67, 71, 72, 95, 98, 103, 104, 108) 53 (10, 11, 13, 17) 63 (8, 9, 12-14, 16, 26, 27, 30, 33- 36, 50-52, 58, 63-65, 67-69, 71- 73, 78, 80, 82-192)		

○機能区分等の読み替え表

現計画	新計画
水源涵養機能等維持増進森林（水土保持林）	水源の涵養の機能、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能
環境保全機能等維持増進森林（森と人との共生林）	快適な環境の形成の機能、保健文化機能、その他の公益的機能
資源の循環利用林	木材の生産機能

※新計画の標記は全て「○○の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を省略して記載している。